

令和4年度 新規事業

居宅ケアマネ 緊急確保奨励金 (法人分)

居宅ケアマネの人数不足の解消・介護人材育成支援のために・・・

求む！！

**居宅ケアマネ！！
先着3名！！**

ケアマネ資格を取得して、
他の事業所からケアマネ事業所
へ人事異動で着任した従業者が
発生したら・・・

奨励金 最大10万円

(使用用途：当該着任者の環境
整備、他の介護従事者の育成支援等)

を法人へ支給するでござる！！



奨励金制度について

●名称：町内居宅介護支援専門員緊急確保奨励金（法人分）

I 奨励金制度の概要

① ケアマネ事業所以外で勤務している介護従事者

② R4.4.1以降に介護支援専門員実務研修を修了かつ
R4.4.1以降に介護支援専門員証を取得

③ 居宅介護支援事業所に着任
(②から6年以内)



教育担当者等への手当

勤務者の勉強会等の経費
(印刷費等)

勤務者が受講する試験等の受講料・教材費で、法人が負担する金額

後任者への手当

⑥ 次の用途に使用
(12ヶ月以内)

⑤ 奨励金を贈呈

上限
10万円

⑦ 使用用途の実績を届出
(交付決定日から13ヶ月以内)

II 支給の主な対象条件

●以下の条件を全て満たした介護従事者が発生すること

- (1) 既に指定居宅介護支援事業所以外で勤務する介護従事者であること
- (2) R4.4.1以降に介護支援実務研修を修了すること
- (3) R4.4.1以降に介護支援専門員証の交付を受けること
- (4) (3)から6年以内に厚岸町内に所在する指定居宅介護支援事業所へ法人内人事異動により、介護支援専門員として着任すること
- (5) (4)で常勤換算人数0.75人以上での勤務を予定すること

III 奨励金の使用用途（努力義務）

- (1) 着任先・着任元の事業所等の勤務者への支給(着任した勤務者本人以外)
- (2) 申請法人が運営する介護事業所・介護施設の人材育成の支援の経費

IV 手続きの書類

申請書等の様式、制度の詳細は厚岸町HPに掲載しています。

町のお問い合わせ・申請先

厚岸町保健福祉総合センターあみか21内

保健福祉課 介護保険係

☎ 0153-53-3333